

第5章 伊豆東部火山群の火山災害対策計画

第1節 主 旨

この計画は、気象庁が常時観測火山に指定している伊豆東部火山群において噴火が起こった場合に、町民等の生命、身体及び財産を災害から守るために定める。

第2節 計画の運用

伊豆東部火山群に起こるおそれのある火山噴火災害の発生の過程、位置、規模、態様等を具体的に想定することは、現在の科学技術の水準では極めて困難であり、突然噴火活動が始まることもあり得ないことではない。このため、この計画では、火山噴火の活動状況に応じて弾力的に運用する。

第3節 平常時対策

1 防災思想の普及

(1) 県

県は、災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、県民に対し、防災訓練の実施等を通じて、火山噴火災害及び防災対策等についての正しい知識を市町と協力して啓発する。

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

(2) 町

町は、住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動がとれるようにするため、パンフレットの配布、講演会、講習会の開催及び防災訓練の実施等を通じて、必要な組織を積極的に活用して地域の実情にあった啓発を行う。

(3) 町民

町民は、自らの安全は自らの手で守るため、平常時から正しい知識の習得に努めるとともに、家庭における防災対策を実施しておく。

また、町民は、自主防災組織に積極的に参加し、地域における防災対策に努める。

2 防災訓練の実施

(1) 防災訓練実施の基本方針

火山噴火を想定した防災訓練、主に避難訓練及び情報伝達訓練を町単位又は地区単位で実施するものとする。

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(2) 県、町、防災関係機関及び自主防災組織

火山噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、県、町、防災関係機関及び自主防災組織等は、随時、地域の実情にあった防災訓練を実施する。

(3) 町民

町民は、自主防災組織あるいは事業所の防災組織の構成員として、県や町、防災関係機関及び自主防災組織等の実施する火山噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得する。

3 避難計画の策定

(1) 避難対策の基本方針

伊豆東部火山群の火山噴火活動が始まる前には、群発地震、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、火山性微動等のうちいくつかの現象が発生することが想定される。

手石海丘における海底噴火（1989年7月）の例を参考にして、火山活動の想定される前兆現象を時系列的に図式化すると、次のとおりである。

時間の経過	現象	対応
・数10日ないし10日前	群発地震始まる。	警戒体制の強化
・10日前ないし数日前	有感地震多くなる。 火山性微動始まる。	災害時要援護者等一部住民が避難 災害対策本部の設置又は準備
・数日前	顕著な火山性微動始まる。	状況により対象地区に避難の 勧告又は指示

このため、これらの現象の出現に対応して、段階的に警戒を強めるとともに、住民等を安全な地域へ避難させることを計画の基本とする。

(2) 避難の手段

ア 避難は、徒歩によることを原則とする。

イ 町長は、避難先が遠隔地であり、大量輸送手段、例えばバス等による避難が可能と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、住民等が速やかに安全な地域へ避難できるような手段を講ずるものとする。

(3) 避難者の受け入れ等に関する協定

町長が状況に応じて周辺市町に分散して避難することを住民等に勧告又は指示をする場合に備えて、事前に周辺市町に対して避難者の受け入れ等についての応援を申し入れ、必要な事項について事前に協定を締結しておく。

周辺市町長は、避難者の受け入れ等について当該市町長より応援の依頼があったときはこれに応じる。このために必要な事項については、事前に協定を締結しておく。

(4) 避難所の指定

町長は、火山噴火による災害から避難する住民等を受け入れる施設としてあらかじめ避難所を指定し、必要な設備を整備する。周辺市町に避難所を確保する場合には努めて幹線道路沿いに指定する。

(5) 避難路の整備

町長は、避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、必要な避難路の整備に努める。

また、町長は、円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。

4 火山活動観測に対する協力

県及び町は、自ら努めて火山噴火現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山噴火現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に対して協力する。

また、町長は、住民等のうちから異常現象の監視に協力する者を選任し、火山噴火現象に関する情報の積極的な収集に努める。

5 異常現象発見の通報

(1) 異常現象発見者

地割れ、臭気等火山噴火現象に係ると思われる異常を発見した者は、直ちに最寄

りの町長、警察官又は海上保安官に通報するものとする。

(2) 町

町長は、警察官、海上保安官又は住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び気象庁にこれを通報するとともに、通報のあった異常現象の確認に努める。

(3) 警察官及び海上保安官

警察官及び海上保安官は、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの町長に通報するものとする。

(4) 県

知事は、町長から火山噴火現象に関する異常の情報をを受けた場合には、速やかに気象庁にこれを通報するものとする。

第4節 災害応急対策

1 噴火警報等の発表と伝達

(1) 噴火警報、予報等の種類

伊豆東部火山群に関し、気象庁は、下記の噴火警報、噴火予報を発表し、また、定期的に又は必要に応じて、火山活動解説資料等を作成し発表する。

なお、噴火警報、噴火予報の種類と発表基準は、(資料編3-13)による。

ア 噴火警報

「気象業務法」第13条の規定により、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、「活動火山対策特別措置法」第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

イ 噴火予報

「気象業務法」第13条の規定により、気象庁が、火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

ウ 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、気象庁が発表する。

エ 火山活動解説資料

防災活動等の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、気象庁が定期的に又は必要に応じて作成し、発表する。

(2) 県

知事は、噴火警報の通知を受けたとき、その内容あるいはそれから予測される災害の態様及び取るべき措置を付加したものを、「伊豆東部火山群情報伝達系統図」(資料編3-13)により関係機関及び市町長に通報し、又は伝達する。

(3) 町

町長は、噴火警報の伝達を受け、その火山活動により人体及び構造物に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認める場合には、その内容を同時通報用無線、有線放送、サイレン、広報車等を用い、迅速かつ的確に関係機関及び住民等へ伝達し、周知徹底に努める。

2 避難活動

(1) 町長の避難の勧告及び指示

ア 町長は、住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。

また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。

イ 警察官又は海上保安官は、火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ町若しくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは、住民等に対し避難の指示をする。

この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を町長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難の勧告又は指示をする。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

オ 町長又は知事は、避難の勧告又は指示をしたとき、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。

カ 町長は、避難の勧告又は指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 警戒区域の設定

ア 町長は、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は、火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは、警戒区域を設定する。

この場合、警官又は海上保安官は、直ちに警戒区域の設定をした旨を町長に通知する。

ウ 知事は、災害発生により町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。

この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長若しくはその委任を受けた町職員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

この場合、その自衛官は直ちにその旨を町長に通知する。

オ 町長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

カ 町長は、警戒区域の設定をしたとき又は警戒区域を設定した通知を受けた時は、速やかにその旨を知事に通知する。

(3) 災害時要援護者の避難

町長は、警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、災害時要援護者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。

(4) 住民による自主避難

特定地域において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、住民は、町長等の避難の勧告又は指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。

自主避難したときは、自主防災組織又は町の地区担当職員を通じてその旨を町長に報告する。

(5) 避難所の設置

ア 火山噴火により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難所を設置する。

イ 町長は、避難を必要とする者の数に応じ、次の順位により避難所を設置する。

(ア) 学校、体育館、公民館等の公共施設

(イ) あらかじめ協定を締結した民間の施設

(ウ) あらかじめ協定を締結した周辺市町の公共施設

ウ 避難所の運営

(ア) 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

(イ) 避難所に配置された町の担当職員等は、情報の伝達及び収集、被災者等の保護及び避難所の管理を行う。

(ウ) 避難所に配置された警察官は、避難所の治安の維持を図る。

(エ) 町長は、避難所の設置状況及び避難者の数を知事に報告する。

エ 町長は、災害の状況又は災害の応急仮設住宅の状況等を勘案し、県と協議して避難所の設置期間を定める。

(6) 避難所における避難生活の確保

避難所における避難生活は、自主防災組織を中心に、住民等が相互扶助の精神により自主的に運営するものとする。このため、自主防災組織は炊き出し、給食、給水、応急救護、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を早急に確立し、秩序ある避難生活を送れるように努めるものとする。

3 交通の制限

(1) 陸上交通

ア 県公安委員会は、災害の危険が切迫した場合には、車両の通行の安全を確保し、かつ、危険地域内での災害応急活動の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の流入を極力、禁止又は制限するものとする。

イ 県公安委員会は、緊急交通路を確保するため、災害発生している当該地域での一般車両の走行及び当該地域への流入を原則として禁止する。

ウ 県公安委員会は、交通規制を実施した場合、県、市町、警察庁、管区警察局、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容を広く周知徹底させる。

(2) 航空交通

県は、国土交通省等に協力を求め、取材及びその他の事由により噴火地点の上空を航行する航空機の安全を確保するため、必要に応じ注意を喚起するよう関係機関に広報する。

(3) 海上交通

県は、必要に応じ航行船舶の安全を確保するため、下田海上保安部と噴火地点周

辺海域を航行する船舶に関する情報共有を図る。

4 社会秩序維持活動

(1) 県

知事は、町長と協力して、流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、報道機関、警察及び自主防災組織等と連携して、県民のとりべき措置について呼びかけを行うものとする。

(2) 県警察

県警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。

(3) 町

町長は、当該地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防団及び自主防災組織を連携して、速やかに住民等のとりべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

表 1

噴火警報・予報の名称、発表基準等

気象庁本庁が、伊豆東部火山群について発表する噴火警報・予報は次のとおりである。

	名称	略称	対象範囲	発表基準	警戒事項等
噴火警報	噴火警報* (居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒**
	噴火警報 (火口周辺)	火口 周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山規制
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺 危険
噴火予報	噴火予報	—	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合 その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	平常

* 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報（山麓）」と記載

** 居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載

火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を知らせる情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	火山観測の結果及び調査の成果を取りまとめた資料	毎月上旬または必要に応じ適時発表
週間地震・火山概況	過去1週間の火山活動を取りまとめた資料。火山については現状及び今後の防災上の留意事項も記載	毎週金曜日
月間火山概況	前月1か月間の火山活動の状況及びその解説を取りまとめた資料	毎月上旬

図 1

伊豆東部火山群噴火警報伝達系統図

